

『代理人サービス』

『将来のための代理人サービス』

お客さまとご家族の皆様へ人生 100 年時代を安心して暮らしていただくためのサービスです。



こんなお悩みありませんか？



高齢の親の代わりに私が預金をおろすことができるかしら？



代理人サービスを利用すると、

あらかじめお届けいただいた代理人の方が、預金手続を行うことができます。

(ただし、ご本人さまが、意思・判断能力を喪失するまでです。)

こんなお悩みありませんか？



認知症になると預金がおろせなくなるな…

認知症になったらどうしよう…



将来のための 代理人サービス

を利用すると、

ご本人さまが認知症と診断され、意思・判断能力を喪失された後、あらかじめお届けいただいた代理人の方が預金手続を行うことができます。

前もっての届け出で安心！





両方のサービスを組み合わせるとのご利用がおすすめです！

『代理人サービス』と『将来のための代理人サービス』を組み合わせれば、お元気なうちから代理人によるお取引が可能になり、万が一認知症になられても、引き続き代理人によるお取引が可能です。



お元気なとき

代理人サービス

「代理人サービス」を利用すると、ご本人さまが病気等で店頭窓口に来店できず、当金庫でお支払いなどの預金手続きができない時に、ご本人さまに代わって、あらかじめお届けいただいた代理人の方がお手続きすることができます。



万が一、認知症になってから

将来のための代理人サービス



「将来のための代理人サービス」を利用すると、ご本人さまが認知症と診断され、意思・判断能力を喪失してしまった場合でも、ご本人さまに代わってあらかじめお届けいただいた代理人の方がお手続きすることができます。

対象の代理取引	当座預金・インターネットバンキングを除く本人名義の預金の入出金、新規開設・解約、住所・電話番号等の諸届、残高証明書発行、自動振替の設定、出資金の譲渡または脱退 ※口座開設店で申込む必要があります。
申込受付	預金者と代理人の双方からお届けをいただきます。※預金者と代理人は、本人を確認できる公的書類（運転免許証、健康保険証等）をご持参ください。
代理人の条件	原則同居親族とします。
代理人との取引	①代理人との取引は口座開設店となります。 ②取引の都度、本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）を持参してください。 ③取引伝票等には「預金者〇〇代理人△△」と代理人が署名し、捺印してください。 ④当金庫は、代理取引にかかる根拠となる書面（請求書や領収書等）の提示を求めることがあります。また、取引に対し疑念や不審な点がある場合は、取引を謝絶することがあります。
キャッシュカード	代理人キャッシュカードは発行いたしません。
取引限度額	代理人が預金者の預金を出金できるのは、月間累計で最高 20 万円です。なお、申込み時に月間累計出金額の限度を定めることができます。
取扱手数料	月額 1,100 円(税込)で口座引落です。
変更・停止	サービス内容の変更や、サービスの利用停止を希望される場合には申込店にて 所定のお手続きをお取り下さい。

対象の代理取引	当座預金・インターネットバンキングを除く本人名義の預金の入出金、新規開設・解約、住所・電話番号等の諸届、残高証明書発行、自動振替の設定、出資金の譲渡または脱退 ※口座開設店で申込む必要があります。
申込受付	預金者と代理人の双方からお届けをいただきます。※預金者と代理人は、本人を確認できる公的書類（運転免許証、健康保険証等）をご持参ください。
効力発生時期	預金者が認知症の診断を受けた後、診断書を当金庫にご提出いただき、所定のお手続きをしていただくことで代理取引が開始となります。
代理人の条件	推定相続人に限定します。 ※預金者との関係がわかる戸籍や住民票をご持参ください。
代理人との取引	①代理人との取引は口座開設店となります。 ②取引の都度、本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）を持参してください。 ③取引伝票等には「預金者〇〇代理人△△」と代理人が署名し、捺印してください。 ④当金庫は、代理取引にかかる根拠となる書面（請求書や領収書等）の提示を求めることがあります。また、取引に対し、疑念や不審な点がある場合は、取引を謝絶することがあります。
キャッシュカード	代理人キャッシュカードは発行いたしません。
取引限度額	代理人が預金者の預金を出金できるのは、月間累計で最高 20 万円です。なお、申込み時に月間累計出金額の限度を定めることができます。
取扱手数料	月額 1,100 円(税込)で口座引落です。
変更・停止	サービス内容の変更や、サービスの利用停止を希望される場合には申込店にて所定のお手続きをお取り下さい。
注意事項	代理取引開始後、預金者の推定相続人から代理取引に関する開示請求があれば、当金庫はそれに応じます。

●以下の場合には、当金庫の判断でサービスを停止させていただきます。

1. 預金者の死亡等でサービスの継続が不可能と判断した場合
2. 代理人の意思・判断能力がなくなった場合
3. 代理人が行う取引に疑念や不審な点があると当金庫が判断した場合
4. 預金者に成年後見制度の開始があった場合
5. 預金者の意思・判断能力が回復した場合
6. その他、当金庫がサービスの提供が相当ではないと判断した場合

- (注)身寄りがない場合は、お住いの地区の社会福祉協議会に相談し、代理人を選任いただくことをおすすめします
- (注)代理人から取引をお受けする際、預金者に電話等で内容を確認する場合があります。また、確認ができない場合には、取引をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 以下の場合には、当金庫の判断でサービスを停止させていただきます。

1. 預金者の死亡等でサービスの継続が不可能と判断した場合
2. 預金者または代理人の意思・判断能力がなくなった場合
3. 代理人が行う取引に疑念や不審な点があると当金庫が判断した場合
4. その他、当金庫がサービスの提供が相当ではないと判断した場合